

鋼 船 規 則

規
則

B 編 船級検査

2020 年 第 1 回 一部改正

2020 年 6 月 30 日 規則 第 25 号

2020 年 1 月 22 日 技術委員会 審議

2020 年 6 月 11 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2020 年 6 月 30 日 規則 第 25 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

1 章 通則

1.1 検査

1.1.3 船級維持検査の時期*

-4.を次のように改める。

-4. 不定期検査は、登録を受けた船舶が規則に常時適合していること及び船舶の所有者による適切な保守、運航が行われていることに疑いがある場合であって船級登録及び設備登録に関する業務提供の条件 1.4-3.に該当する疑いがあり、かつ、本会が検査により船舶の現状等を確認する必要があると認めた場合に行う。

附 則（改正その 1）

1. この規則は、2020 年 6 月 30 日から施行する。

1 章 通則

1.1 検査

1.1.3 船級維持検査の時期*

-2.を次のように改める。

-2. 機関計画検査の時期は、次の(1)から(3)に定めるところによる。ただし、旋回式推進装置にあっては、推進用歯車、中間軸歯車、駆動軸歯車、軸継手、軸受、クラッチ及び旋回用歯車の検査を前-1.(6)に規定する検査を行う時期と同時期として差し支えない。

- (1) 機関継続検査は、各項目又は各部分の検査間隔が5年を超えない時期に行う。
- (2) 機関計画保全検査は、9.1.3 に規定する受検計画書に定めた時期及び毎年 of 現状検査（保全記録の確認を含む。）の時期に行う。
- (3) 機関状態監視保全検査は、9.1.4 に規定する受検計画書に定めた時期及び年次検査の時期に行う。

1.2 特殊な船舶、設備、装置等

1.2.4 及び 1.2.5 を削る。

~~1.2.4 ウォータージェット推進装置等に対する検査*~~

~~ウォータージェット推進装置又は旋回式推進装置に対する検査は、本会が別途定めるところによる。~~

~~1.2.5 選択式触媒還元（SCR）脱硝装置等に対する検査*~~

~~選択式触媒還元（SCR）脱硝装置、排ガス再循環（EGR）又は排ガス浄化装置（EGCS）に対する検査は、本会が別途定めるところによる。~~

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.6 船上に保持すべき図面等*

-1.(2)を次のように改める。

-1. 製造中登録検査の完了に際しては、次に掲げる図面等のうち該当するものについて、完成図が船舶に備えられていることを確認する。

((1)は省略)

(2) その他の手引書等

((a)から(u)は省略)

(v) 選択式触媒還元脱硝装置、排ガス浄化装置又は排ガス再循環装置を備える船舶にあっては、当該装置（該当するもの）の取扱い及び動作説明書（関係者の安全上の注意事項を含む。）

((3)は省略)

3 章 年次検査

3.2 船体、艙装、消火設備及び備品の年次検査

3.2.3 効力試験*

表 B3.3 を次のように改める。

表 B3.3 効力試験

試験項目	試験内容
1 風雨密倉口蓋	・ 射水試験（検査員が必要と認める場合） ・ 機械駆動式倉口蓋にあつては、任意に選択したものについて作動確認を行う。なお、作動確認には、油圧装置、電源装置、ワイヤー、チェーン及び連結装置の作動確認も含む。 ・ ばら積貨物船の機械駆動式倉口蓋にあつては、船首から $0.25L_f$ の範囲にあるもの及びそれ以外に少なくとも 1 組について作動確認を行う。ただし、定期検査間の 5 年において、いずれの倉口蓋も少なくとも 1 度は作動確認を行うこと。なお、作動確認には、油圧装置、電源装置、ワイヤー、チェーン及び連結装置の作動確認も含む。
2 水密隔壁水密戸並びに船楼端隔壁出入口及び乾舷甲板下の場所に通じる昇降口を保護する甲板室又は昇降口室の出入口の閉鎖装置	・ 作動確認並びに射水試験又は同等の試験。ただし、検査員が差し支えないと認める場合は、省略することができる。
3 防火構造及び脱出設備に関連する各種装置	・ 作動確認
4 火災探知装置及び火災警報装置（手動警報装置を含む。）並びに試料抽出式煙探知装置	・ 可能な限り、作動確認（故障警報の確認を含む。）
5 消火ポンプ（非常用を含む。）、送水管、消火栓、消火ホース及びノズル等の射水消火装置	・ 射水試験。機関区域の無人化設備を備える船舶にあつては、1 のポンプの遠隔始動試験又は自動始動試験
6 固定式甲板泡装置	・ 通水試験
7 排煙用通風装置	・ 作動確認
8 復原性計算機	・ 2005 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われた船舶に、復原性資料を補うものとして備えられた復原性計算機については、計算機能の確認を行う。
9 水位検知警報装置	・ 作動試験。ただし、任意に選択したものについて行う。
10 排水設備	・ 作動試験
11 パウドア、内扉、サイドドア及びスタンドア	・ 作動確認 ・ 射水試験（検査員が必要と認める場合）
12 一般非常警報装置	・ 作動試験
13 危険物の運送に対する特別な措置	・ 該当する場合、給水装置、ビルジ装置及び水噴霧装置についての作動試験
14 自走用の圧縮水素又は圧縮天然ガスをタンクに有する自動車貨物として運送する自動車運搬船に備える可搬式ガス検知器	・ 作動確認

3.3 機関の年次検査

3.3.1 現状検査*

-1.(4)を次のように改める。

-1. 年次検査では、次の(1)から(4)に規定する検査を行うほか、機関室全般について、現状良好であることを確認する。

((1)から(2)は省略)

- (3) 船級符号に“PSCM”又は“PSCM・A”の付記を有する船舶にあつては、現状検査と共に、各監視パラメータの記録の調査を行い、当該対象装置の保守管理が適切に実施されていることを確認する。
- (4) 前(3)に掲げる船舶以外の船舶であつて油潤滑式又は清水潤滑式の船尾管軸受を有する船舶にあつては、3.3.4-2.(3)による場合を除き、定期的に潤滑油分析又は試料清水試験が実施されているか否かを確認する。また、当該潤滑油分析又は試料清水試験が実施されている場合には、現状検査と共に、当該潤滑油分析又は試料清水試験の試験報告書により、本会が適当と認める管理基準値を満足しているか否かを確認する。

3.3.3 を次のように改める。

3.3.3 代替設計及び配置

SOLAS 条約第 II-1 章第 55 規則の適用を受ける船舶にあつては、機関若しくは~~又は~~電気設備又は低引火点燃料の貯蔵装置及び燃料配管に関する代替設計及び配置について、承認図書の記載に従って試験、検査及び保守管理状況の確認を行う。

3.3.4 及び 3.3.5 として次の 2 条を加える。

3.3.4 ウォータジェット推進装置等に対する検査

-1. ウォータジェット推進装置を備える船舶にあつては、当該推進装置について、次の(1)及び(2)に規定する検査を行う。

(1) 推進装置について、全般にわたり異常のないことを確認する。

(2) 次の(a)から(d)に掲げる試験を行う。

(a) 操舵システムの作動試験を行う。

(b) 操舵システムの切換え及び自動操舵装置を搭載する船舶にあつては、自動操舵と手動操舵の相互の切換えを含めた制御装置の作動試験を行う。

(c) 推進装置の警報装置及び安全装置並びにデフレクタ位置、リバーサ位置及びインペラ回転数の指示装置並びに操舵駆動システム用電動機の運転表示装置の作動試験を行う。

(d) 推進装置に関する所定の代替動力源の効力試験を行う。

-2. 旋回式推進装置を備える船舶にあつては、当該推進装置について、次の(1)から(3)に規定する検査を行う。

(1) 推進装置について、全般にわたり異常のないことを確認する。

(2) 次の(a)から(d)に掲げる試験を行う。

(a) 旋回装置の作動試験を行う。

- (b) 推進装置の警報装置及び安全装置並びに旋回角、プロペラ回転数及びプロペラの翼角の指示器並びに旋回用電動機の運転表示装置の作動試験を行う。
- (c) 船橋と推進装置の設置場所との間における制御装置の相互切換え及び自動操舵装置を搭載する船舶にあっては、自動操舵と手動操舵の相互切換えを含めた作動試験を行う。
- (d) 推進装置に関する所定の代替動力源の効力試験を行う。
- (e) プロペラポッド内に推進用電動機を内蔵する旋回式推進装置にあっては、次の装置の作動試験を行う。
 - i) プロペラポッド内への海水の浸入に備えた可視可聴警報
 - ii) プロペラポッド内の火災探知警報装置（もしあれば）
 - iii) 電動機の冷却用の通風機及び予備通風機（もしあれば）
 - iv) 電動機の冷却用の通風機を停止する手段及び通風機の吸気口及び排気口を閉鎖する手段（もしあれば）
- (3) 第1C種プロペラ軸の軸受にころがり軸受を採用する旋回式推進装置のうち、温度計測装置及び温度記録装置に代えて、振動計測装置又は鉄粉濃度測定装置を用いる船舶にあっては、次の(a)及び(b)による。
 - (a) 船舶の管理責任者（以下、本(3)において「管理責任者」という。）が提出したデータ及び分析結果（対象装置の開放検査等の保守の要否に関する管理責任者の所見を含む。）が事前に本会の評価を受け、船内保管されていることを確認する。
 - (b) 8.1.3(1)(a)に規定する潤滑油の定期的分析が行われていることを確認する。

3.3.5 選択式触媒還元脱硝装置等に対する検査

- 1. 選択式触媒還元脱硝装置を備える船舶にあっては、当該装置について、次の(1)及びから(5)に規定する検査を行う。
 - (1) 選択式触媒還元脱硝装置について、全般にわたり異常のないことを確認する。
 - (2) 還元剤貯蔵タンク設置区画の通風装置について現状検査を行う。
 - (3) 選択式触媒還元脱硝装置に関する所定の安全・保安装具について現状検査を行う。
 - (4) 選択式触媒還元脱硝装置の取扱い及び動作説明書が本船上に保管されていることを確認する。
 - (5) 次の(a)から(f)に掲げる事項について作動試験を行う。
 - (a) 制御装置、安全装置及び警報装置
 - (b) 排ガス管の切替え装置及び表示器
 - (c) 還元剤貯蔵タンク取出し弁の遠隔閉鎖装置
 - (d) 還元剤供給ポンプの遠隔停止装置
 - (e) 安全シャワー
 - (f) 洗眼器
- 2. 排ガス浄化装置を備える船舶にあっては、当該装置について、次の(1)から(4)に規定する検査を行う。
 - (1) 排ガス浄化装置について、全般にわたり異常のないことを確認する。
 - (2) 排ガス浄化装置に関する所定の安全・保安装具について現状検査を行う。
 - (3) 排ガス浄化装置の取扱い及び動作説明書が本船上に保管されていることを確認する。
 - (4) 次の(a)から(f)に掲げる事項について作動試験を行う。

- (a) 制御装置，安全装置及び警報装置
- (b) 排ガス管の切替え装置及び表示器
- (c) 水酸化ナトリウム水溶液貯蔵タンク（もしあれば）に直接取付けられるコック又は弁の遠隔閉鎖装置
- (d) 水酸化ナトリウム水溶液供給ポンプ（もしあれば）の遠隔停止装置
- (e) 安全シャワー（もしあれば）
- (f) 洗眼器（もしあれば）

-3. 排ガス再循環装置を備える船舶にあっては、当該装置について、「排ガス浄化装置」を「排ガス再循環装置」に読み替えて、前-2.に規定する検査を行う。

表 B3.7 を次のように改める。

表 B3.7 効力試験

試験項目	試験内容
1 油タンクの弁	(省略)
2 燃料油ポンプ，貨物ポンプ，通風機及びボイラ用送風機	(省略)
3 非常電気設備	(省略)
4 通信装置	(省略)
5 操舵装置	(省略)
6 ビルジ装置	(省略)
7 安全装置等	次の(a)から(e)に掲げる事項について安全装置等の作動試験を行う。ただし、現状検査，航海中における状態及び本船側における試験結果等を基に，検査員が差し支えないと認める場合は，省略することができる。
(a) 主機及び補助機関	主機，発電機及び推進補機並びに操船・保安補機を駆動する原動機にあっては，次の i) から iii) に掲げる安全装置又は警報装置の作動試験を行う。なお，検査員が必要と認める場合は，冷却水及び潤滑油の管理記録の確認を要求することがある。 i) 過速度防止装置 ii) 潤滑油の供給停止又は圧力低下の場合の自動停止装置及び警報装置 iii) 主機として用いられる蒸気タービンにあっては主コンデンサの真空異常低下時の自動停止装置
(b) ボイラ，熱媒油加熱器，焼却設備及びガス燃焼装置（GCU）	(省略)
(c) 監視装置	(省略)
(d) 自動制御装置又は遠隔制御装置	(省略)
(e) 機関土呼出し装置	(省略)

3.4 液化ガスばら積船の特別要件

3.4.2 検査*

表 3.9 を次のように改める。

表 B3.9 液化ガスばら積船の特別要件

検査項目	検査内容
1 貨物格納設備	貨物タンク、二次防壁及びそれらの防熱材並びに貨物タンク又はタンクカバーの甲板貫通部の閉鎖装置について、可能な範囲の現状検査を行う。なお、製造後最初の年次検査では、検査員が必要と認める場合、表 B5.27 第 1 項(a), (b)及び第 2 項に規定する検査並びに船体と貨物タンクの接合部の現状検査を行う。
2 貨物格納設備及びホールドスペースのベント装置	貨物タンク、インタバリアスペース及びホールドスペースの圧力逃し弁、負圧防止装置、安全装置及び警報装置その他関連の保護金網並びにベント管のドレン抜きのための設備について可能な範囲の外観検査を行い、現状良好であることを確認する。また、貨物タンクの圧力逃し弁の封印及びその設定圧力に関する証明書が保管されていることを確認する。
3 荷役設備	次に掲げる事項について、可能な限り荷役中に現状検査を行う。また、(c)については、現状検査及び効力試験を行う。 (a) 貨物用熱交換器、気化器、ポンプ及び圧縮機を含む荷役用機器 (b) 可能な範囲において貨物管及びプロセス管装置並びにその防熱材 (c) 貨物の移送を遮断するための ESD (緊急遮断) 装置 (緊急遮断装置を手動で作動させ、貨物ポンプ及び圧縮機が自動停止することを確認する。)
4 計測装置、検知装置、警報装置及び安全装置	次に掲げる事項について現状検査及び効力試験を行う。ただし、実際の作動状態の試験が困難な場合は、模擬試験あるいは他の適当な方法によっても差し支えない。 (a) 緊急遮断装置に関連する液面計、高液面警報及び弁 (b) 貨物タンクの液面計、オーバフロー制御装置 (c) 温度指示装置及び関連の警報装置 (d) 貨物タンクの圧力計、高圧警報及び低圧警報 (もしあれば) (e) インタバリアスペース及びホールドスペースの圧力計測装置及び関連の警報装置 (f) 貨物の圧力/温度を制御する設備 (備えられるすべての燃焼装置及び冷却装置を含む。) 及び関連の安全装置及び警報装置 (g) 固定式及び可搬式ガス検知装置及び関連の警報装置 (h) 酸素濃度計測装置 (i) 貨物を燃料として使用するための設備についての安全装置
5 環境制御装置	次に掲げる事項について、現状検査を行う。 (a) 貨物タンクのガスフリー及びパージ装置、航海中の通常の損失分を補うためのイナートガス貯蔵設備並びに雰囲気監視装置 (b) イナートガスの使用記録の確認による、イナートガスの使用量が航海中の通常の損失分を補うために必要な貯蔵量を超過していないことの確認 (c) 空気乾燥設備並びにインタバリアスペース及びホールドスペースのパージのためのイナートガス装置 (d) イナートガス関連装置の圧力制御装置、ガス逆流防止装置及び監視装置等

表 B3.9 液化ガスばら積船の特別要件（続き）

検査項目	検査内容
6 消火設備	N 編 11 章に規定する防火及び消火のための措置全般についての現状検査に加え、次に掲げる事項について、現状検査又は効力試験を行う。 (a) 主消火ポンプの遠隔始動装置の作動確認 (b) 水噴霧装置、固定式ドライケミカル消火装置並びに貨物ポンプ室及び危険場所の固定式消火装置の現状確認閉鎖された貨物機関区域及び貨物エリア内の貨物電動機室に対する固定式消火装置の現状確認 (c) 冷却、防火及び乗組員の保護のための水噴霧装置の現状確認 (d) 貨物エリアの固定式ドライケミカル消火装置の現状確認 (e) 限定された種類の貨物を専用に運送する船舶の閉鎖された貨物機関区域に対する消火装置及びターレット区画内部の水噴霧装置の現状確認 (ef) (b)から(c)に示す装置の操作手順が掲示されていることの確認 (eg) 引火性貨物に対する追加の消防員装具の現状確認 (eh) 緊急避難のための警報装置の現状確認
7 人身保護設備	次に掲げる事項について、現状検査を行う。なお、除染シャワー及び洗眼器にあっては、効力試験を行う。 (a) 保護装具 (b) 安全装具 (c) 担架及び応急医療器具 (d) N 編から要求される場合には、次の設備： i) 非常脱出用の呼吸具 ii) 除染シャワー及び洗眼器 iii) 非常時の避難場所
8 復原性計算機	N 編 2.2.3の規定により復原性計算機を備える場合には、復原性計算機の計算機能の確認を行う。
9 その他	次に掲げる事項について、現状検査を行うとともに、(j)及び(k)については記載内容の確認及び船内に保管されていることの確認を行う。また、(c)に規定する貨物エリア内の区画の通風装置については、作動試験を行う。 (a) クロスフラッディング設備及び水密扉等の損傷時復原性能に関連する設備。ただし、クロスフラッディング設備の現状検査を行うことが困難な場合は、本会が適当と認める検査に代えることができる。 (b) 操舵室及び甲板室並びに船楼の閉鎖を要求される範囲の窓及び扉等の開口の閉鎖装置並びにエアロック装置 (c) 貨物エリア内の閉鎖場所及び貨物取扱作業中に通常人員が立ち入る貨物エリア内の区画の通風装置及びその予備ファンあるいはインペラ (d) 荷役の際の貨物漏洩に備えてホース継手の下に設ける固定あるいは可搬式トレイ、又は甲板防護のための甲板上の防熱材 (e) 貨物コントロール室、貨物ポンプ及び圧縮機室並びにガス密隔壁の貫通軸の軸封部 (f) 船体の過冷却防止設備 (g) 貨物ホース (h) 船首尾荷役設備（特に電気設備、消火設備及び貨物コントロール室と陸上施設との通信手段）及びその関連設備、緊急時の避難場所並びに貨物の種類によって要求される特殊設備等 (i) 危険場所又は区域の電気設備 (j) 貨物ログブック、荷役記録並びに貨物格納設備及び荷役設備に関連するマニュアル (k) 液化ガスばら積み運送のための船舶の構造及び設備に関する規則 (l) 貨物コントロール室全般 (m) 貨物コントロール室のガス検知装置及び、貨物コントロール室が危険区域危険場所である場合には、発火源の排除のための措置 (n) N 編 3.7に規定するビルジ、バラスト及び燃料油設備 (o) 操舵室の扉及び窓並びに貨物エリアに面した船楼及び甲板室の舷窓及び窓 (p) 貨物機関区域及びターレット区画並びにそれらの区画の脱出経路

4 章 中間検査

4.2 船体、艙装、消火設備及び備品の中間検査

4.2.8 として次の 1 条を加える。

4.2.8 代替設計及び配置

SOLAS 条約第 II-2 章第 17 規則の適用を受ける船舶にあっては、火災安全に関する代替設計及び配置について、承認図書の記載に従って試験、検査及び保守管理状況の確認を行う。

4.3 機関の中間検査

4.3.3 として次の 1 条を加える。

4.3.3 代替設計及び配置

SOLAS 条約第 II-1 章第 55 規則の適用を受ける船舶にあっては、機関若しくは電気設備又は低引火点燃料の貯蔵装置及び燃料配管に関する代替設計及び配置について、承認図書の記載に従って試験、検査及び保守管理状況の確認を行う。

4.3.4 及び 4.3.5 として次の 2 条を加える。

4.3.4 ウォータジェット推進装置等に対する検査

ウォータジェット推進装置又は旋回式推進装置を備える船舶にあっては、それぞれ 3.3.4-1.又は-2.に規定する検査を行う。

4.3.5 選択式触媒還元脱硝装置等に対する検査

選択式触媒還元脱硝装置、排ガス浄化装置又は排ガス再循環装置を備える船舶にあっては、それぞれ 3.3.5-1., -2.又は-3.に規定する検査を行う。

表 B4.5 を次のように改める。

表 B4.5 中間検査における現状検査の追加要件

検査項目	検査内容
1 ディーゼル 往復動内燃機関（主機並びに推進補機並びに操船・保安補機を駆動する補助機関）	クランク軸の軸心を検査し、必要な場合には軸心の調整を行う。
(省略)	

5 章 定期検査

5.2 船体、艤装、消火設備及び備品の定期検査

5.2.8 として次の 1 条を加える。

5.2.8 代替設計及び配置

SOLAS 条約第 II-2 章第 17 規則の適用を受ける船舶にあつては、火災安全に関する代替設計及び配置について、承認図書の記載に従って試験、検査及び保守管理状況の確認を行う。

5.3 機関の定期検査

5.3.3 として次の 1 条を加える。

5.3.3 代替設計及び配置

SOLAS 条約第 II-1 章第 55 規則の適用を受ける船舶にあつては、機関若しくは電気設備又は低引火点燃料の貯蔵装置及び燃料配管に関する代替設計及び配置について、承認図書の記載に従って試験、検査及び保守管理状況の確認を行う。

5.3.4 及び 5.3.5 として次の 2 条を加える。

5.3.4 ウォータジェット推進装置等に対する検査

-1. ウォータジェット推進装置を備える船舶にあつては、3.3.4-1.に規定する検査を行うほか、次の(1)から(5)に規定する検査を行う。

(1) ポンプユニットを開放し、各部に異常のないことを確認する。

(2) 軸系各部を開放し、次に掲げる検査を行う。

(a) 軸系主要部品に異常のないことを確認する。

(b) 主軸のインペラ取付部（キー溝部又はフランジ部）及びインペラ取付ボルトについて有効な非破壊検査を行う。

(3) デフレクタ及びリバーサの保持部並びにピンを開放して異常のないことを確認する。

(4) 潤滑油管装置に異常がないことを確認する。

(5) 冷却海水管装置に異常がないことを確認する。

-2. 旋回式推進装置を備える船舶にあつては、3.3.4-2.に規定する検査を行うほか、旋回装置の支持部の検査を行う。

5.3.5 選択式触媒還元脱硝装置等に対する検査

-1. 選択式触媒還元脱硝装置を備える船舶にあつては、3.3.5-1.に規定する検査を行うほか、次の(1)から(3)に規定する検査を行う。

(1) 還元剤貯蔵タンクの内部検査を行う。

(2) 還元剤を船殻の一部を構成するタンクに積載する場合は、当該タンクについて、表 B5.23-1.において、「貨物タンク」に要求される圧力試験を行う。ただし、検査前の適当な時期に船長又はこれに代わる責任者の立会いのもとに、規定に定める圧力

で圧力試験が行われた場合にあっては、これを定期検査における圧力試験とみなすことがある。

(3) 次の(a)から(c)に掲げる機器の開放検査を行う。

(a) SCR 反応器

(b) 還元剤供給ポンプ

(c) その他本会が必要と認める機器

-2. 排ガス浄化装置を備える船舶にあっては、3.3.5-2.に規定する検査を行うほか、次の(1)から(3)に規定する検査を行う。

(1) 水酸化ナトリウム水溶液貯蔵タンク（もしあれば）の内部検査

(2) 水酸化ナトリウム水溶液を船殻の一部を構成するタンクに積載する場合は、当該タンクについて、表 B5.23-1.において、「貨物タンク」に要求される圧力試験を行う。ただし、検査前の適当な時期に船長又はこれに代わる責任者の立会いのもとに、規定に定める圧力で圧力試験が行われた場合にあっては、これを定期検査における圧力試験とみなすことがある。

(3) 次の(a)及び(b)に掲げる機器の開放検査を行う。

(a) 水酸化ナトリウム水溶液供給ポンプ（もしあれば）及び洗浄水供給ポンプ

(b) その他本会が必要と認める機器

-3. 排ガス再循環装置を備える船舶にあっては、3.3.5-3.に規定する検査を行うほか、「排ガス浄化装置」を「排ガス再循環装置」に読み替えて、前-2.に規定する検査を行う。

表 B5.25 を次のように改める。

表 B5.25 定期検査における現状検査の追加要件

検査項目	検査内容
1 ディーゼル 往復動内燃機関（主機並びに推進補機並びに操船・保安補機を駆動する補助機関）	(a) 台板及び架構の要部並びに機関据付けボルト、チョックライナ及び支柱ボルトを検査する。 (b) クランク室開閉扉及び過圧防止逃し弁並びに掃気室保護装置を検査する。 (c) 防振ダンパ、ディチューナ、バランサ及びコンペンセイタを検査する。 (d) クランク軸の軸心を検査し、必要な場合には軸心の調整を行う。
(省略)	

6 章 船底検査

6.1 船底検査

6.1.1 を次のように改める。

6.1.1 上架した検査*

-1. 船底検査では、船舶を入渠又は上架し十分な高さの架台の上に置き、船体外部を清掃した上、表 B6.1 に掲げる検査を行う。

-2. ウォータジェット推進装置を備える船舶にあっては、当該推進装置について、次の(1)から(3)に規定する検査を行う。

(1) ポンプユニットの軸受が海水潤滑方式の場合、主軸と軸受との隙間の計測を行う。

(2) ポンプユニット支持部（船体取付フランジ及びボルトを含む）の検査を行う。

(3) 水吸入管路部に異常のないことを確認する。

-3. 旋回式推進装置を備える船舶にあっては、当該推進装置について、次の(1)及び(2)に規定する検査を行う。

(1) 旋回コラム、プロペラポッド及びプロペラの外観（取付ボルト及びその他の取付具を含む）を検査する。

(2) 旋回装置シール部及びプロペラ軸シール部並びにプロペラ羽根シール部の検査を行う。

表 B6.1 を次のように改める。

表 B6.1 船底検査の項目

検査項目	備考
(省略)	
4 船尾管又は張出し軸受の軸受部	・ プロペラ軸（プロペラ軸軸受にころがり軸受を採用する旋回式推進装置の場合を除く。）又は船尾管軸との間隙又は軸降下量の計測及び記録を行う。
5 船尾管シール装置及び張出し軸受シール装置	・ 油潤滑式又は清水潤滑式の場合、効力を確認する。
6 プロペラ	・ 可変ピッチプロペラの場合は、変節機構を作動状態で検査する。
(省略)	

6.1.3 を次のように改める。

6.1.3 その他の検査*

-1. 船級符号に“PSCM”又は“PSCM・A”の付記を有する船舶にあっては、現状検査と共に、各監視パラメータの記録の調査を行い、当該対象装置の保守管理が適切に実施されていることを確認する。

-2. 前-1.に掲げる船舶以外の船舶であって油潤滑式又は清水潤滑式の船尾管軸受を有する船舶にあっては、次の-3.による場合を除き、定期的に潤滑油分析又は試料清水試験が実施されているか否かを確認する。また、当該潤滑油分析又は試料清水試験が実施されている場合には、現状検査と共に、当該潤滑油分析又は試料清水試験の試験報告書により、本会が適当と認める管理基準値を満足しているか否かを確認する。

-3. 第 1C 種プロペラ軸の軸受にころがり軸受を採用する旋回式推進装置のうち、温度計測装置及び温度記録装置に代えて、振動計測装置又は鉄粉濃度測定装置を用いる船舶にあっては、次の(1)及び(2)による。

(1) 船舶の管理責任者（以下、本-3.において「管理責任者」という。）が提出したデータ及び分析結果（対象装置の開放検査等の保守の要否に関する管理責任者の所見を含む。）が事前に本会の評価を受け、船内保管されていることを確認する。

(2) 8.1.3(1)(a)に規定する潤滑油の定期的分析が行われていることを確認する。

8 章 プロペラ軸及び船尾管軸の検査

8.1 プロペラ軸及び船尾管軸の検査

8.1.3 プロペラ軸の予防保全管理*

(1)及び(2)を次のように改める。

8.1.1 の規定にかかわらず、油潤滑式の船尾管軸受並びに本会が適当と認める船尾管シール装置を有する船舶において、次の(1)又は(2)のいずれかの予防保全管理を実施する場合は、本会の承認した予防保全管理方式に基づく各監視記録の調査の結果が良好であれば、表 B8.1 の 1, 3, 4, 5 及び 7 項の検査を現状検査等に代えることができ、表 B8.1 の第 8 項に規定する軸降下量の計測及び記録は、再取り付け後に実施することに代え、プロペラ軸を取り付けたままの状態での軸降下量を計測及び記録することとして差し支えない。また、キー付構造の場合を除き、表 B8.1 の 2, 9 及び 10 項の検査については、省略を認める場合がある。

- (1) 本会の承認した予防保全管理方式に基づき、少なくとも次の(a)から(d)の項目につき、適切に監視及び記録を行い、これらのパラメータを基にプロペラ軸系の潤滑状態を診断する。この場合、本会は、当該予防保全管理方式の承認を得た船舶に対して船級符号に“*Propeller Shaft Condition Monitoring System*”（略号 *PSCM*）を付記する。

((a)及び(b)は省略)

- (c) 軸受部の温度。ただし、プロペラ軸軸受にころがり軸受を使用する旋回式推進装置の場合には、推進装置内の動力伝達装置の振動又は旋回部ケーシング内の潤滑油の鉄粉濃度とすることができる。

((d)は省略)

- (2) 本会の承認した予防保全管理方式に基づき、少なくとも次の(a)から(e)の項目につき、適切に監視及び記録を行い、これらのパラメータを基にプロペラ軸系の潤滑状態を診断する。この場合、本会は、当該予防保全管理方式の承認を得た船舶に対して船級符号に“*Propeller Shaft Condition Monitoring System・A*”（略号 *PSCM・A*）を付記する。

((a)から(c)は省略)

- (d) 軸受部の温度。ただし、プロペラ軸軸受にころがり軸受を使用する旋回式推進装置の場合には、推進装置内の動力伝達装置の振動又は旋回部ケーシング内の潤滑油の鉄粉濃度とすることができる。

((e)は省略)

9 章 機関計画検査

9.1 機関計画検査

表 B9.1 を次のように改める。

表 B9.1 機関等の開放検査

検査項目	検査内容
1 ディーゼル 往復動内機関（主機）	（省略）
2 蒸気タービン（主機）	（省略）
3 動力伝達装置及び軸系装置（第 6 項に該当するものを除く。）	・減速装置、逆転装置、クラッチについては、検査員が必要と認める範囲において開放し、各歯車、軸、軸受並びに継手部等の検査を行う。 ・弾性継手については、要部の開放検査を行う。 ・中間軸、推進軸及び当該軸受（船尾管軸受及び張出し軸受を除く。）については、各軸受の上半又は覆金及びスラスト受を取り外し、軸を回転して検査する。 ・その他の推進動力伝達装置にあっては、要部を検査員の指示するところに従って、開放検査を行う。
4 補助機関	・発電機（非常用を含む。）、推進補機並びに操船・保安補機を駆動する補助機関を主機に準じて検査する。
5 ウォータジェット推進装置	・操舵駆動システム用油圧ポンプの開放検査を行う。 ・潤滑油ポンプの開放検査を行う。 ・冷却器の開放検査を行う。 ・その他本会が必要と認める機器の開放検査を行う。
6 旋回式推進装置	・推進用歯車、中間軸歯車、駆動軸歯車、軸継手、軸受及びクラッチについて、検査員が必要と認める範囲において開放し、各歯車、軸、軸受並びに継手部等の検査を行う。ただし、8 章に規定する検査を行う時期と同時期として差し支えない。 ・旋回用歯車について、検査員が必要と認める範囲において開放し、各歯車、軸、軸受並びに継手部等の検査を行う。ただし、8 章に規定する検査を行う時期と同時期として差し支えない。 ・旋回用油圧ポンプ及び油圧モータの開放検査を行う。 ・潤滑油ポンプの開放検査を行う。 ・冷却器の開放検査を行う。 ・その他本会が必要と認める機器の開放検査を行う。
57 補機（第 5 項又は第 6 項に該当するものを除く。）	・下記の補機類については、その要部を開放して検査を行う。 (a) 空気圧縮機、送風機 (b) 冷却ポンプ (c) 燃料油ポンプ (d) 潤滑油ポンプ (e) 給水、復水、ドレンポンプ (f) ビルジ、バラスト、消火ポンプ（非常用のものを除く。） (g) 復水器、給水加熱器 (h) 冷却器 (i) 油加熱器 (j) 燃料油タンク (k) 空気槽（主、補、制御、雑用、非常用を含む。） (l) 貨物装置等（必要に応じて、ばら積液体貨物荷役装置を含む。） (m) 甲板機械 (n) 造水装置（蒸気タービンの駆動に使用するボイラ用） (o) その他本会が機関計画検査の対象となると認めるもの

表 B9.2 を次のように改める。

表 B9.2 機関計画検査に代わる中間検査時に行う検査

検査項目	備考
1 ディーゼル 往復動内機関（主機）	（省略）
2 蒸気タービン（主機）	（省略）
3 動力伝達装置及び軸系装置（ <u>表 B9.1 の第 6 項に該当するものを除く。</u> ）	・減速装置については、歯車を検査穴から検査する。 ・中間軸等の推進軸及び当該軸受（船尾管軸受及び張出し軸受を除く。）については、各軸受の上半又は覆金及びスラスト受を取り外し、軸を回転して検査する。
4 補助機関	・発電機（非常用を含む。）、推進補機並びに操船・保安補機を駆動する補助機関を主機に準じて検査する。
5 補機	・補機等については、表 B9.1 の 57 項に示す検査を行う。

附 則（改正その 2）

1. この規則は、2020 年 7 月 1 日から施行する。

2 章 登録検査

2.1 製造中登録検査

2.1.2 提出図面その他の書類*

-1.(2)を次のように改める。

-1. 製造中登録検査を受けようとする船舶については、工事の着手に先立ち、次の**(1)**から**(7)**に掲げる図面及びその他の書類を提出して、本会の承認を得なければならない。製造中登録検査の申込者は、本会が別に定めるところにより、登録検査の申込みを行う前に図面及び書類の審査を受けることができる。

(1)は省略)

(2) 機関関係

(a)から(g)は省略)

(h) ウォータジェット推進装置（もしあれば）

D 編 19.1.3 に規定されているもの

(i) 旋回式推進装置（もしあれば）

D 編 20.1.3 に規定されているもの

(j) 選択式触媒還元脱硝装置関連設備（もしあれば）

D 編 21.1.3(1)に規定されているもの

(k) 排ガス浄化装置関連設備（もしあれば）

D 編 22.1.3(1)に規定されているもの

(l) 排ガス再循環装置関連設備（もしあれば）

D 編 23.1.3(1)に規定されているもの

(~~lm~~) 予備品表

D 編 24.1.2 に規定されている一覧表（予備品表）

(~~ln~~) 電気設備

H 編 1.1.6 に規定されているもの

(3)から(7)は省略)

2.1.3 参考用提出図面その他の書類

-1.(7)を次のように改める。

-1. 製造中の登録検査を受けようとする船舶については **2.1.2** の規定による承認用図面その他の書類のほか、次に掲げる図面その他の書類を提出しなければならない。

(1)から(6)は省略)

(7) 次に掲げる機関関係図面及びその他の書類

((a)から(d)は省略)

(e) 選択式触媒還元脱硝装置関連設備（もしあれば）

D 編 21.1.3(2)に規定されているもの

(f) 排ガス浄化装置関連設備（もしあれば）

D 編 22.1.3(2)に規定されているもの

(g) 排ガス再循環装置関連設備（もしあれば）

D 編 23.1.3(2)に規定されているもの

((8)から(15)は省略)

附 則（改正その3）

1. この規則は、2020 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶に搭載されるウォータージェット推進装置，旋回式推進装置，選択式触媒還元脱硝装置，排ガス浄化装置又は排ガス再循環装置であって，施行日前に承認申込みのあったものについては，この規則による規定にかかわらず，なお従前の例による。

2 章 登録検査

2.3 海上試運転及び復原性試験

2.3.1 海上試運転*

-1.(3)を次のように改める。

-1. すべての船舶の登録検査では、満載状態で、かつ、穏やかな海象・気象状態及び十分深い海域で、原則として次の**(1)**から**(13)**に示す試験を行う。ただし、満載状態で海上試運転を行うことが困難な船舶にあつては、他の適当な喫水状態で行って差し支えないが、**(11)**に示す船内騒音計測にあつては、満載状態又はバラスト状態で行う。

((1)及び(2)は省略)

(3) 操舵試験及び主操舵装置から予備操舵装置への切換え試験。ただし、ウォータジェット推進装置又は旋回式推進装置の場合には、本会が別に定める試験とする。

((4)から(13)は省略)

附 則 (改正その 4)

1. この規則は、2020 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶に搭載されるウォータジェット推進装置又は旋回式推進装置であつて、施行日前に承認申込みのあったものについては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例による。

鋼船規則検査要領

B 編

船級検査

要
領

2020 年 第 1 回 一部改正

2020 年 6 月 30 日 達 第 16 号

2020 年 1 月 22 日 技術委員会 審議

2020 年 6 月 30 日 達 第 16 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

B 編 船級検査

改正その 1

B2 登録検査

B2.3 海上試運転及び復原性試験

B2.3.1 海上試運転

-5.(6)を次のように改める。

-5. 規則 B 編 2.3.1-1.(5)に規定する機関の作動試験は、機関の運転状態の全域において、機能的に十分で、かつ、信頼性があり、使用回転数範囲内に異常な振動がないことを確認するために、少なくとも次の(1)から(10)に示す試験を行うこと。ただし、係留中において試験を行った場合には、海上試運転では省略して差し支えない。機関関係の各項目における試験の詳細については、JIS F0801「海上試運転機関部試験方法」又はこれと同等の試験方法を参考とする。なお、試験の実施前には、B1.4.2-16.に掲げる準備を行うこと。

((1)から(5)は省略)

(6) 調速性能試験

主発電機用ディーゼル機関(主発電機を兼用する推進用発電機を駆動するディーゼル機関を含む)にあつては、規則 ~~H 編 2.4.2-1.~~D 編 2.4.1-5.(1)に規定する調速特性を確認すること。

((7)から(10)は省略)

附 則 (改正その 1)

1. この達は、2020 年 6 月 30 日(以下、「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日前に承認申込みが行われた調速機にあつては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

B2 登録検査

B2.3 海上試運転及び復原性試験

B2.3.1 海上試運転

-13.を次のように改める。

-13. 規則 B 編 2.3.1-1.(13)の「その他本会が必要と認める試験」とは、次の(1)から~~(7)~~(9)に示す試験及び検査をいう。

- (1) 複数のプロペラを備える船舶又は主機が複数台装備される船舶にあつては、それらのうち 1 台が故障した場合を想定して運転を行い、船舶の操船が支障なく行えることの確認
- (2) 歯幅（やまば歯車の場合には、中みぞを含む。）が 300 mm を超える主機の推進用歯車又は歯車と小歯車のピッチ円直径との比が 2 を超える主機の推進用歯車にあつては、適当な塗料を歯面に薄く均一に塗布して歯当たり試験
- (3) 船舶が操船又は停止のための補助装置を備えている場合には、それらの効力試験
- (4) 主機に用いられる往復動内燃機関にあつては、主軸受及びクランクピンの各軸受の温度測定並びにクランクケースの点検口からシリンダライナの内面（2 ストローク機関にあつては、掃気室からシリンダライナ、ピストン、ピストンリング、ピストン棒）の確認。当該測定及び確認の結果、異常が認められる場合又は本会が特に必要と認める場合には、海上試運転終了後のシリンダ各部の開放検査
- (5) 主機に用いられない往復動内燃機関にあつては現状検査。当該現状検査の結果、異常が認められる場合又は本会が特に必要と認める場合には、海上試運転終了後のシリンダ各部の開放検査
- (6) ガスタービンにあつては、ボアスコープによる内部の現状検査又は開放検査
- ~~(5)~~(7) 電気推進船の海上試運転では、本会が適当と認める方案に従って行われる試験及び検査
- ~~(6)~~(8) B2.3.1-5.による試験のほか、JIS F0801「海上試運転機関部試験方法」又はこれと同等なもののうち、本会が必要と認める試験
- ~~(7)~~(9) 液化ガスばら積船及び危険化学品ばら積船並びに船の長さが 100 m を超えるその他の船舶にあつては、初期旋回性能並びに変針及び保針性能を把握するための試験。本試験は、これらの性能に関する船種及び主要目ごとの十分なデータ、姉妹船の試験成績や模型試験等の資料により、これらの性能が十分把握できる船舶にあつては、実施する必要はない。それ以外の船舶にあつては、本試験を実施することを推奨するにとどめる。

附 則（改正その 2）

1. この達は、2020 年 6 月 30 日から施行する。

B3 年次検査

B3.3 機関の年次検査

B3.3.1 現状検査

-3.(1)を次のように改める。

-3. 規則 B 編 3.3.1-1.にいう現状検査に関し，配電系統の主母線に高調波フィルタ（ポンプモータ等，単一の機器のみに使用されるものを除く。）を備える船舶にあっては，当該高調波フィルタが現状良好であることを確認するとともに次の**(1)**又は**(2)**の確認を行う。

- (1) 規則 H 編 ~~2.12.4-1.~~**3.13-1.**に規定する主母線の電圧総合波形ひずみ率を連続的に監視する設備を備える船舶は，電圧総合波形ひずみ率の記録を確認する。
- (2) （省略）

附 則（改正その 3）

1. この達は，2020 年 6 月 30 日（以下，「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶にあっては，この達による規定にかかわらず，なお従前の例による。

B1 通則

B1.1 検査

B1.1.3 船級維持検査の時期

-12.として次の 1 項を加える。

-12. 規則 B 編 1.1.3-3.(6)にいう「その他検査を行う必要があるとき」とは、例えば、プロペラ軸軸受にころがり軸受を採用する旋回式推進装置において、温度計測装置及び温度記録装置に代えて用いる振動計測装置又は鉄粉濃度測定装置の計測データにより異常が認められた場合をいい、この場合、速やかに本会に報告し、その指示によって臨時検査を受けること。

B1.2 特殊な船舶、設備、装置等

B1.2.4 及び B1.2.5 を削る。

~~B1.2.4 ウォータージェット推進装置等に対する検査~~

~~規則 B 編 1.2.4 にいう「本会が別途定めるところ」とは、ウォータージェット推進装置については検査要領 D 編附属書 D1.1.3-1.「ウォータージェット推進装置に関する検査要領」、旋回式推進装置については検査要領 D 編附属書 D1.1.3-3.「旋回式推進装置に関する検査要領」をいう。~~

~~B1.2.5 選択式触媒還元 (SCR) 脱硝装置等に対する検査~~

~~規則 B 編 1.2.5 にいう「本会が別途定めるところ」とは、選択式触媒還元 (SCR) 脱硝装置については検査要領 D 編附属書 D1.3.1-5.(1)「選択式触媒還元脱硝装置関連設備に関する検査要領」、排ガス再循環 (EGR) 装置については検査要領 D 編附属書 D2.1.1-5.「排ガス再循環装置関連設備に関する検査要領」、排ガス浄化装置 (EGCS) については検査要領 D 編附属書 D1.3.1-5.(2)「排ガス浄化装置関連設備に関する検査要領」をいう。~~

B2 登録検査

B2.5 登録事項の変更

B2.5.1 改造検査

-6.として次の1項を加える。

-6. 規則 B 編 2.5.1 の適用上、選択式触媒還元脱硝装置、排ガス浄化装置又は排ガス再循環装置を新たに備える船舶にあっては、当該装置（該当するもの）に適用される規則 B 編 2.1 の規定に従って検査を行う。

B3 年次検査

B3.2 船体、艀装、消火設備及び備品の年次検査

B3.2.2 現状検査

-3.を次のように改める。

-3. 規則 B 編表 B3.2 第 14 項及び 15 項の適用上、次の(1)から~~(44)~~**(15)**について検査を行う。

- (1) 消火ポンプ、消火主管、消火栓、ホース、ノズル及び国際陸上施設連結具について、現状良好であることを確認する。
- (2) 暴露甲板上又はその上方にコンテナを積載するように設計された船舶にあっては、水噴霧ランス並びに、備える場合には、移動式水モニタ、必要なすべてのホース、附属具及び所定の固定装置について現状良好であることを確認する。
- ~~(23)~~ 持運び式消火器及び移動式消火器が備えられていることを確認し、無作為に現状良好であることを確認する。
- ~~(34)~~ 消防員装具については、次の(a)から(c)について確認する。
 - (a) 消防員装具（自蔵式呼吸具を含む）の備え付けが適切で、現状良好であることを確認する。
 - (b) 自蔵式呼吸具の予備を含むシリンダが適切に充填されていること、訓練に使用する呼吸具シリンダの船上での再充填装置が備えられている又は適切な数の予備シリンダが備えられていることを確認する。
 - (c) **R 編 10.10.4** に規定する、双方向通信ができ、耐圧防爆形又は本質安全防爆形である持ち運び式無線電話装置が備え付けられていることを確認する。
- ~~(45)~~ 消火装置の操作準備及び保守について、確認する。
- ~~(56)~~ 機関区域、貨物区域、車両積載区域、特殊分類区域及びロールオン・ロールオフ区域の固定式消火装置について、現状良好であることを確認する。また、装置の操作手順が掲示されていることを確認する。

- (~~67~~) 機関区域の消火設備及び防火措置（天窓、煙突、通風筒、電動戸及びその他の戸等の開口及びその閉鎖装置並びに通風装置、ボイラの強制給排気用送風機、可燃性液体を排出する燃料油ポンプ及びその他のポンプの停止装置）について、現状良好であることを確認する。
- (~~78~~) 機関区域及び貨物ポンプ室の固定式炭酸ガス消火装置について、現状良好であることを確認する。また、適宜、ガスを開放する制御装置及び炭酸ガスを貯蔵容器から放出する制御装置の2つが独立し、放出先が明記された箱の中にそれぞれ設置されていることを確認する。
- (~~89~~) 可能な限り、火災探知装置及び火災警報装置（手動警報装置を含む。）並びに試料抽出式煙探知装置について、現状良好であることを確認する。
- (~~910~~) 居住区域及び業務区域内における、塗料又は可燃性液体を含む区画及び深油調理器具に対する消火装置について、現状良好であることを確認する。
- (~~1011~~) 一般非常警報装置について、現状良好であることを確認する。
- (~~1112~~) 自走用の圧縮水素又は圧縮天然ガスをタンクに有する自動車を貨物として運送する自動車運搬船の火災安全措置を含む、貨物区域、車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域の防火措置（閉鎖装置、通風装置、及び持運び式消火器）について、現状良好であることを確認する。
- (~~1213~~) 可能な限り、全ての防火戸について、現状良好であることを確認する。
- (~~1314~~) 居住区域、機関区域及びその他の区域からの脱出設備が適切であることを確認する。
- (~~1415~~) 非常用消火ポンプの呼び水ポンプ等の付属機器について、少なくとも5年毎に開放点検が行われ、良好な状態に保守整備されていることを確認する。

B3.2.3 効力試験

-2.(4)を次のように改める。

-2. 規則 B 編表 B3.3 第3項の適用上、実行可能な範囲で、次の(1)から(5)について検査を行う。

- (1) 規則 R 編 5.2.2, 8.3.1-3.及び 9.5.2-3.の各種装置について作動確認を行う。
- (2) 貨物区域、車両積載区域及びロールオン・ロールオフ区域の開口の閉鎖装置について作動確認を行う。
- (3) 全ての防火戸について、適切に動作することを確認する。
- (4) 通風ダクトの防火ダンパ及び全ての通風装置の吸気口及び排気口について、の通風される場所の外部からの遠隔閉鎖装置~~について、~~作動確認を行う。
- (5) 通風される場所の外部からの機械式通風装置の停止装置について、作動確認を行う。

B3.4 液化ガスばら積船の特別要件

B3.4.1 を次のように改める。

B3.4.1 一般

-1. 規則 B 編 3.4.1 の適用上、実行可能な限り、貨物、バンカリング、バラスト及びベント管装置（圧力逃し弁、真空逃し弁、ベントマスト及び保護金網を含む。）の現状も確

認する。

-2. 該当する場合、貨物エリアの隔離に対する代替設計及び配置について、承認図書の記載に従って試験、検査及び保守管理状況の確認を行う。

B3.4.2 検査

-2.及び-9.を次のように改める。

-1. (省略)

-2. **規則 B 編表 B3.9 第 3 項(b)の適用上、貨物管及びプロセス管装置（伸縮継手、船体構造からの熱的隔離、圧力逃し装置、~~及び~~ドレン設備及びウォーターカーテンのうち該当に関するものを含む。）**の現状も確認する。

-3. (省略)

-4. (省略)

-5. (省略)

-6. (省略)

-7. (省略)

-8. (省略)

-9. **規則 B 編表 B3.9 第 9 項(i)の適用上、~~ガス危険場所及び区域危険場所~~の電気機器について、良好な状態であることを確認するほか、適切に保守されていることの確認も行う。**

B3.5 危険化学品ばら積船の特別要件

B3.5.1 一般

-1.(2)を次のように改める。

-1. **規則 B 編 3.5.1 の適用上、次の(1)から(3)にもよる。**

(1) 貨物移送装置の現状を確認する。

(2) 貨物タンクの通気装置（圧力/真空弁、過圧・過負圧を防止する 2 次的措置並びに火炎の侵入を防止する装置を含む。）及び、イナートガス装置を備える場合には、貨物タンクをイナートガスによりパーキングするための設備の現状を実行可能な限り確認する。

(3) 液面計、高液面警報装置及びオーバフロー制御に関連する弁の現状を確認する。

B4 中間検査

B4.4 液化ガスばら積船の特別要件

B4.4.2 検査

-2.を次のように改める。

-2. 規則 B 編表 B4.6 中，第 3 項にいう「危険場所」とは，規則 H 編 4.2.3-3., -4.及び-5.に定める危険場所並びに規則 N 編 1.1.4(23)に定める危険場所をいう。また，同項の適用上，機器，支持構造及び配線に欠陥がないことを確認する。

B5 定期検査

B5.4 液化ガスばら積船の特別要件

B5.4.2 検査

-2.を次のように改める。

-2. 規則 B 編表 B5.27 中，第 6 項にいう「危険場所」とは，規則 H 編 4.2.3-3., -4.及び-5.に定める危険場所並びに規則 N 編 1.1.4(23)に定める危険場所をいう。

B8 プロペラ軸及び船尾管軸の検査

B8.1 プロペラ軸及び船尾管軸の検査

B8.1.3 プロペラ軸の予防保全管理

-5.として次の1項を加える。

-3. 規則 B 編 8.1.3(1)でいう軸受部の温度を「適切に監視する」とは、軸受の船尾端下部の温度を計測する次のいずれかの装置及び温度記録装置により監視することをいう。

- (1) 2個以上の温度センサーを備えたもの。
- (2) 船内から取替え可能な1個の温度センサー及び予備の温度センサーを備えたもの。この場合、温度センサーの取替えに関する要領を示す資料を提出し、これに従い、実際に、取替え可能であることが確認されること。

-4. 規則 B 編 8.1.3(2)でいう軸受部の温度を「適切に監視する」とは、軸受の船尾端下部の温度を計測する1個以上の装置により監視することをいう。

-5. 規則 B 編 8.1.3(1)及び(2)でいう推進装置内の動力伝達装置の振動を計測する振動又は旋回部ケーシング内の潤滑油の鉄粉濃度を「適切に監視する」とは、次の(1)又は(2)に規定する装置を用いて計測し、計測データ及び分析結果について事前に本会の評価を受け、船内に保管することをいう。ただし、次の(3)を満足することを条件とする。

- (1) 次の(a)から(c)を満たす推進装置内の動力伝達装置の振動を計測する振動計測装置。なお、当該装置が固定式の場合にあっては、規則 D 編 18.7.1(1)に掲げる環境試験を行ったものとする。

(a) 計測は定期的（少なくとも3ヶ月毎）に行うこと。

(b) 振動計測装置に関する所定の管理マニュアルに基づく計測要領において規定される計測点及び関連データの記録を適切に行うことができること。

(c) 計測されたデータは、トレンド表示及び周波数分析ができること。

- (2) 次の(a)から(c)を満たす旋回部ケーシング内の潤滑油の鉄粉濃度測定装置。なお、当該装置が固定式の場合にあっては、規則 D 編 18.7.1(1)に掲げる環境試験を行ったものとする。

(a) 採取は定期的（少なくとも3ヶ月毎）に行うこと。

(b) 計測されたデータは、新油との入れ替え等を考慮し、単位時間当たりの鉄粉発生量とすること。また、当該データはトレンド表示できること。

(c) 採取は原則として、旋回式推進装置の航海中に行うこと。やむをえず停泊中に採取する場合にあっては、当該装置が停止してから、原則として30分以内に採取すること。

- (3) 計測データ

(a) 船舶の管理責任者（以下、「管理責任者」という。）は、計測データについて、その経験及び知識を加味し、対象船舶に対する管理基準値（警戒値、異常値の判定を含む）等を規定すること。

(b) 管理責任者は、データ及び分析結果（対象装置の開放検査等の保守の要否に関する管理責任者の所見を含む。）を本会に提出すること。

B9 機関計画検査

B9.1 機関計画検査

B9.1.1 適用

(5)を次のように改める。

機関計画検査は、原則として実績のある機関、装置の検査に適用する。ただし、次に掲げる機関、装置及び検査項目については適用しない。

((1)から(4)は省略)

(5) 主機として用いられる~~ディーゼル~~往復動内燃機関のクランクデフレクションの計測及び船尾管後端又は張出し軸受のすき間計測

((6)及び(7)は省略)

B9.1.2 機関継続検査 (CMS)

-1.(2)を次のように改める。

-1. 機関継続検査の適用

((1)は省略)

(2) 規則 B 編表 B9.1 第 ~~57~~ 項に規定する補機類とは、次のようなものをいう。

((a)から(o)は省略)

-5.(4)を次のように改める。

-5. 開放に代わる検査

次に掲げる機関、装置については、Logbook 等の記録の調査により、当該機関等が良好な状態であることが確認されれば、各機器に対し次の検査を行うことによって、開放検査に代えることができる。ただし、検査時に不良箇所が発見された場合、あるいはログブックその他の記録から保守状況に問題があると判断された場合には、開放検査を要求することがある。

((1)から(3)は省略)

(4) 通常、航海中使用されない機関であって、かつ、前回に開放検査を行ってからの総使用時間が 7,000 時間未満の~~ディーゼル~~往復動内燃機関
現状についての検査及び運転状態での検査。ただし、前回に開放検査を行ってからの総使用時間が 7,000 時間に達する時点で開放検査を行う。

-6.(1)及び(2)を次のように改める。

-6. 確認検査

機関及び装置の保守が良好に行われていると本会が認める船舶において、船内の保守作業として機関及び装置が-3.に定める受検計画書に従って開放され、かつ、開放点検時の記録が整備されている場合は、次に定める確認検査を行うことにより検査員立会による開放

検査に代えることができる。この場合、次の開放点検期日は開放点検日から5年とする。

(1) 確認検査の方法

((a)から(c)は省略)

- (d) 主機として用いられる~~ディーゼル~~往復動内燃機関のクランク軸、主軸受、クランクピン軸受、クランクピンボルト並びにカム軸及び同駆動装置にあっては、潤滑油フィルタ開放等による潤滑油の目視確認を行う。

((e)から(g)は省略)

(2) 確認検査の対象

確認検査の対象となる機器は次のとおりとする。

- (a) 主機として用いられる~~ディーゼル~~往復動内燃機関

- (b) 発電機並びに推進又は航行の安全に係のある補機を駆動する~~ディーゼル~~往復動内燃機関

((c)及び(d)は省略)

((3)は省略)

B9.1.3 機関計画保全検査 (PMS)

-4.(3)を次のように改める。

-4. 機関計画保全検査の承認

((1)及び(2)は省略)

(3) 保全記録

保全記録には、少なくとも下記の項目が含まれること。この保全記録は、船内に常時保管されること。

((a)から(g)は省略)

- (h) 主機として用いられる~~ディーゼル~~往復動内燃機関のクランクピン、クランクジャーナル、スラスト軸及び当該軸受に関し、潤滑油フィルタ開放等による潤滑油の目視確認結果（機関長により開放検査を実施し記録する場合）

((4)及び(5)は省略)

附 則（改正その4）

1. この達しは、2020年7月1日から施行する。

B2 登録検査

B2.1 製造中登録検査

B2.1.4 工事の検査

表 B2.1.4-1.を次のように改める。

表 B2.1.4-1. 確認を必要とする消火設備

設備	品名
	(省略)
射水消火装置	消火ホース、ノズル、水噴霧放射器、非常用消火ポンプ、 非常用消火ポンプを駆動する原動機、移動式水モニタ、水噴霧ランス
	(省略)

B2.3 海上試運転及び復原性試験

B2.3.1 海上試運転

-5.を次のように改める。

-5. 規則 B 編 2.3.1-1.(5)に規定する機関の作動試験は、機関の運転状態の全域において、機能的に十分で、かつ、信頼性があり、使用回転数範囲内に異常な振動がないことを確認するために、少なくとも次の(1)から(10)に示す試験を行うこと。ただし、係留中において試験を行った場合には、海上試運転では省略して差し支えない。機関関係の各項目における試験の詳細については、JIS F0801「海上試運転機関部試験方法」又はこれと同等の試験方法を参考とする。なお、試験の実施前には、B1.4.2-16.に掲げる準備を行うこと。

- (1) ~~ディーゼル~~往復動内燃機関にあっては、表 B2.3.1-5.に掲げる出力試験を行うことを標準とする。なお、発電機及び補機（作業用補機を除く。）~~用ディーゼル~~を駆動する往復動内燃機関にあっては、船内に据付けた後、適当な時期に試験を行っても差し支えない。
- (2) 主機として用いられる蒸気タービン及び主機として用いられるガスタービンの試験は、連続最大出力の 1/4, 2/4, 3/4, 4/4（又は許容回転速度に対する出力）及び常用出力のうち、3 又は 4 種類の出力において行う。
- (3) 始動試験
規則 D 編 2.5.3-2.又は 4.4.3-2.に規定する回数連続始動することを確認すること。
((4)及び(5)は省略)
- (6) 調速性能試験
主発電機~~用~~を駆動する~~ディーゼル~~往復動内燃機関（主発電機を兼用する推進用発電機を駆動する~~ディーゼル~~往復動内燃機関を含む）にあっては、規則 H 編 2.4.2-1.に規定する調速特性を確認すること。

((7)及び(8)は省略)

- (9) 低圧ガス（1 MPa 未満の圧力のガス）を使用するガス燃料機関にあつては、~~「ディーゼル機関」を「ガス燃料機関」に読み替えて、~~(1)及び(6)の規定を適用する。ただし、低圧ガスを使用する二元燃料機関にあつては、~~本規定により実施する出力試験及び調速性能試験を、~~すべての運転モード（GF 編附属書 4 中 1.4-3.又は N 編附属書 4 中 1.4-3.に規定するガスモード，燃料油モード等）で行うこと。この場合，当該出力試験における，ガスモードでの試験にあつては，110%出力での試験は要求されない。
- (10) 高圧ガスを使用するガス燃料機関にあつては，(9)の低圧ガスを使用するガス燃料機関の規定を準用する。

表 B2.3.1-5.を次のように改める。

表 B2.3.1-5. ~~ディーゼル~~往復動内燃機関の試験

試験項目		機関用途		
		主機用として ディーゼル 往復動内燃機関を用いる船舶（電気推進船を除く。）の当該主機* ¹	発電機用 ディーゼル を駆動する往復動内燃機関（電気推進船の主機用 ディーゼル 機関を含む）* ²	補機（作業用補機等を除く）用 ディーゼル を駆動する往復動内燃機関
負荷試験	110%出力	(省略)		
	100%出力	(省略)		
	75%出力	いずれか，1 又は 2 項目においてプロペラ特性に従った回転数において適当時間* ⁸	いずれか，1 又は 2 項目について n_0 において適当時間* ⁸	—
	50%出力			
	25%出力			
(省略)				

注)

(^{*1} から^{*7}は省略)

^{*8} ~~主機用ディーゼル機関~~主機として往復動内燃機関を用いる船舶（電気推進船を除く。）の当該主機又は電気推進船の主機としての用~~ディーゼル~~いられる往復動内燃機関であつて，海洋汚染防止のための構造及び設備規則 8 編 3 章の適用を受ける船舶にあつては，当該負荷出力（25%出力，50%出力，75%出力）を，同規則 2 編 2 章 2.1.3-6.(2)に定める速力試験実施時の出力に代えることができる。

(^{*9} から^{*12}は省略)

-9.(1)を次のように改める。

-9. 規則 B 編 2.3.1-1.(9)に規定する推進軸系のねじり振動の計測は，次の(1)から(3)に示すとおりとする。

- (1) 規則 D 編 8.1.3 の規定に従って行うこと。~~ここで，ガス燃料機関にあつては，「ディーゼル機関」を「ガス燃料機関」に読み替える。~~なお，規則 D 編 8.1.3-2.に規定する機関の運転状態の確認を計算により推定した上下境界回転数で実施する場合，計測により確認できる回転数との誤差を考慮し，推定した上下境界回転数の前後にわたってフューエルインデックスを確認することを推奨する。
- (2) 低圧ガス（1 MPa 未満の圧力のガス）を使用する二元燃料機関にあつては，(1)にいう計測を燃料油モード及びガスモードの両方において行うこと。ただし，燃料油モード及びガスモードのねじり振動計算書に基づいて本会が承認した場合には，燃料油モード又はガスモードのうちいずれか一方における計測を省略することができ

- る。
- (3) 高圧ガスを使用する二元燃料機関にあっては、(2)の低圧ガスを使用する二元燃料機関の規定を準用する。

附 則（改正その 5）

1. この達は、2020 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に承認申込みのあった往復動内燃機関又はガスタービンにあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

B2 登録検査

B2.3 海上試運転及び復原性試験

B2.3.1 海上試運転

-13.を次のように改める。

-13. 規則 B 編 2.3.1-1.(13)の「その他本会が必要と認める試験」とは、次の(1)から(78)に示す試験及び検査をいう。

(1)から(7)は省略)

(8) 排ガス再循環装置を備える船舶にあっては、排ガス再循環装置を作動させた状態における機関の運転状態の確認及び当該状態において排ガス再循環装置及び機関に異常のないことの確認

附 則（改正その 6）

1. この達は、2020 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶に搭載される排ガス再循環装置であって、施行日前に承認申込みのあったものについては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

B2 登録検査

B2.3 海上試運転及び復原性試験

B2.3.1 海上試運転

-16.として次の 1 項を加える。

-16. 規則 B 編 2.3.1-1.(3)にいう「本会が別に定める試験」とは、次の(1)及び(2)をいう。ただし、製造後の登録検査では、次の(1)及び(2)に掲げる諸試験の成績に関する資料を有し、試験後上記試験成績に直接関係のある事項に変更がないことが確認でき、かつ、本会が適当と認めた場合には、それらの試験を省略することができる。

- (1) ウォータジェット推進装置にあっては、次に掲げる試験。ただし、(c)から(g)に掲げる試験は、係留中又は入渠時に行って差し支えない。
 - (a) 規則 D 編 19.5.1 に掲げる操舵能力の試験
 - (b) 操舵システムの切換え及び自動操舵装置を搭載する船舶にあっては、自動操舵と手動操舵の相互の切換えを含めた制御装置の作動試験
 - (c) 規則 D 編 19.6.2 に掲げる給電を維持するための措置及び代替動力源の効力試験
 - (d) 船橋と補助操舵場所との間及び機関室と補助操舵場所との間における通信装置の作動試験
 - (e) 過圧防止用逃し弁の作動試験
 - (f) 推進装置の警報装置及び安全装置並びにデフレクタ位置、リバーサ位置及びインペラ回転数の指示装置並びに操舵駆動システム用電動機の運転表示装置の作動試験
 - (g) デフレクタの停止装置の作動試験
- (2) 旋回式推進装置にあっては、次に掲げる試験。ただし、(c)から(f)に掲げる試験は、係留中または入渠時に行って差し支えない。また、船内において(e)の過圧防止用逃し弁の作動試験を実施することが困難な場合には、製造工場等において実施しても差し支えない。
 - (a) 規則 D 編 20.5.1 に掲げる操舵能力の試験
 - (b) 船橋と推進装置の設置場所との間における制御装置の相互切換え及び自動操舵装置を搭載する船舶にあっては、自動操舵と手動操舵の相互切換えを含めた作動試験
 - (c) 規則 D 編 20.6.2 に掲げる給電を維持するための措置及び代替動力源の効力試験
 - (d) 船橋と推進装置の設置場所との間及び機関室と推進装置の設置場所との間における通信装置の作動試験
 - (e) 過圧防止用逃し弁の作動試験
 - (f) 推進装置の警報装置及び安全装置並びに旋回角、プロペラ回転数及びプロペラの翼角の指示器並びに旋回用電動機の運転表示装置の効力試験

附 則（改正その 7）

1. この達は、2020 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に建造契約が行われた船舶に搭載されるウォータージェット推進装置又は旋回式推進装置であって、施行日前に承認申込みのあったものについては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。

B8 プロペラ軸及び船尾管軸の検査

B8.1 プロペラ軸及び船尾管軸の検査

B8.1.2 を次のように改める。

B8.1.2 部分検査

-1. 規則 B 編 8.1.2-1.(2)(b)i)でいう「本会が適当と認める管理基準値」とは、次の(1)及び(2)に示す基準値をいう。

(1) 金属粒子に対する次の~~＝(上限値)＝~~。ただし、潤滑油分析の試験結果により、採取された試料油が船尾管の内部の潤滑油を代表しておらず、無効であることが疑われる場合（例えば、鉄（Fe）のみが次の(a)の上限値を超えており、潤滑油タンクの錆が原因であることが疑われる場合）には、検査員は、船舶所有者（船舶管理会社）に対して、速やかに潤滑油分析を再実施し、当該指示を受けた日の3ヶ月後の日以降の最初の定期的検査（規則 B 編 1.1.3-1.(5)に規定する検査を除く。）の時期までに当該潤滑油分析の試験結果の確認を受けることを指示する。なお、本会は、当該指示を受ける必要がないように、船舶所有者（船舶管理会社）が上記の場合に備えて再実施する潤滑油分析が前回の有効な潤滑油分析の実施日から6ヶ月を超えない間隔で実施されるように、定期的な潤滑油分析を規則 B 編 1.3.1(25)(k)i)に規定される間隔より短い間隔で実施することを推奨する。いずれの場合にも、再実施した潤滑油分析の金属粒子に対する試験結果が、次の(a)から(d)の上限値を満足する場合には、本(1)の規定に適合しているものとみなす。

(a) 鉄（Fe）： 50 ppm

(b) 錫（Sn）： 20 ppm

(c) 鉛（Pb）： 20 ppm

(d) ナトリウム（Na）： 80 ppm

(2) IR 酸化度及び分離水に対する次の~~＝(上限値)＝~~。ただし、環境適合潤滑油（EAL）の場合には、次の(a)にかかわらず、順次実施した潤滑油分析の試験結果に基づき、全酸化度（TAN）、粘度及び変色等のトレンドを確認することとして差し支えない。

(a) IR 酸化度@5.85 μm ： 10 (Abs.unit/cm)

(b) 分離水： 1.0 %

-2. 規則 B 編 8.1.2-1.(2)(b)ii)でいう「本会が適当と認める管理基準値」とは、次の(1)から(3)に示す基準値をいう。

(1) 塩化物濃度及びナトリウム濃度に対する次の~~＝(上限値)＝~~

((a)及び(b)は省略)

(2) pH 値~~＝~~

使用する防錆剤の性質に応じて、定めた値。ただし、11 を下限とする。

(3) 軸受に由来する粒子及びその他の粒子~~＝~~

(a) 金属粒子に対する次の~~＝(上限値)＝~~

i) 鉄（Fe）： 25 ppm

ii) クロム（Cr）： 5 ppm

- iii) ニッケル (Ni) : 5 ppm
 - iv) 銅 (Cu) : 40 ppm
 - v) 珪素 (Si) : 30 ppm
- ((b)は省略)

附 則 (改正その 8)

1. この達は、2020 年 7 月 1 日から施行する。
2. 2016 年 1 月 1 日以降に引き渡しが行われる船舶以外の船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、2016 年 1 月 1 日以降の最初のプロペラ軸及び船尾管軸の検査までは、なお従前の例による。
3. 前 2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この達による規定を 2016 年 1 月 1 日以降の最初のプロペラ軸及び船尾管軸の検査前に適用することができる。

附属書 B2.1.4-3.(3)(h)i)

機関区域に設置される固定式火災探知警報装置の
効力試験の実施要領

1.2 試験の内容

1.2.2 模擬火災発生場所

(1)及び(2)を次のように改める。

次の(1)から(3)に掲げる場所において模擬火災を発生させる。(4)及び(5)に掲げる場所については、探知器の位置及び通風状態等を考慮して検査員が特に必要と認める場合を除き、省略することができる。

- (1) 主機として用いられる~~ディーゼル~~往復動内燃機関の排気管高温部近傍
- (2) 主発電機を駆動する~~ディーゼル~~往復動内燃機関の排気管高温部近傍
- ((3)から(5)は省略)

附 則（改正その 9）

- 1. この達は、2020 年 7 月 1 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
- 2. 施行日前に承認申込みのあった往復動内燃機関にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。